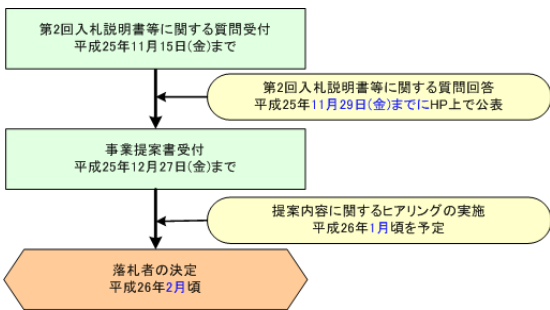
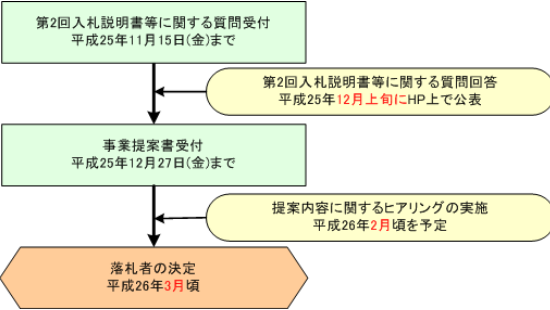


上越市廃棄物処理施設整備及び運営事業 第1回入札説明書等に関する質問回答 修正箇所一覧

NO	資料名	頁	項目					タイトル	修正前	修正後	内容
1	入札説明書							用語の定義 本施設 ：本事業において設計・建設され、運営・維持管理される上越市廃棄物処理施設をいい、工場棟、管理棟のほか、特別高圧受変電設備棟、鉄塔、調整池、洗車棟、庁用車用車庫、駐車場、構内道路、燃料貯蔵所、配管、構内サイン案内板、構内照明外灯、植栽等の事業実施区域内の設備及び建築物、工場棟から温浴施設（上越リゾートセンターくるみ家族園）に温水を供給するための配管及びその付帯設備、 水源井揚水設備、水源井揚水設備から井水取水点までの給水配管及びその付帯設備の一切を含めていう。	本施設 ：本事業において設計・建設され、運営・維持管理される上越市廃棄物処理施設をいい、工場棟、管理棟のほか、特別高圧受変電設備棟、鉄塔、調整池、洗車棟、庁用車用車庫、駐車場、構内道路、燃料貯蔵所、配管、構内サイン案内板、構内照明外灯、植栽等の事業実施区域内の設備及び建築物、工場棟から温浴施設（上越リゾートセンターくるみ家族園）に温水を供給するための配管及びその付帯設備を含めていう。	削除	
2	入札説明書	4	第3	1.				入札に関するスケジュール 落札者の決定及び公表 平成26年 2月頃	落札者の決定及び公表 平成26年 3月頃	訂正	
3	入札説明書	5	第3	2.	(1)					訂正	
4	入札説明書	10	第3	2.	(7)	カ		結果通知 平成26年2月頃に応募者の代表企業に書面で発送する。結果の概要についてはホームページにて公表する。	平成26年3月頃に応募者の代表企業に書面で発送する。結果の概要についてはホームページにて公表する。		
5	入札説明書添付資料-3			1.	(1)			本施設建設中の組立保険 被保険者：建設請負事業者	被保険者：建設事業者	訂正	
6	入札説明書添付資料-3			1.	(2)			本施設建設中の第三者損害賠償保険 被保険者：建設請負事業者	被保険者：建設事業者	訂正	

上越市廃棄物処理施設整備及び運営事業 第1回入札説明書等に関する質問回答 修正箇所一覧

NO	資料名	頁	項目						タイトル	修正前	修正後	内容																																															
1	要求水準書 第編 設計・建設業務編	-							用語の定義 本施設 ：本事業において設計・建設され、運営・維持管理される上越市廃棄物処理施設をいい、工場棟、管理棟のほか、特別高圧受変電設備棟、鉄塔、調整池、洗車棟、庁用車庫、駐車場、構内道路、燃料貯蔵所、配管、構内サイン案内板、構内照明外灯、植栽等の事業実施区域内の設備及び建築物、工場棟から温浴施設（上越リゾートセンターくるみ家族園）に温水を供給するための配管及びその付帯設備、 水源井揚水設備、水源井揚水設備から井水取合い点までの給水配管及びその付帯設備の一切 を含めていう。	本施設 ：本事業において設計・建設され、運営・維持管理される上越市廃棄物処理施設をいい、工場棟、管理棟のほか、特別高圧受変電設備棟、鉄塔、調整池、洗車棟、庁用車庫、駐車場、構内道路、燃料貯蔵所、配管、構内サイン案内板、構内照明外灯、植栽等の事業実施区域内の設備及び建築物、工場棟から温浴施設（上越リゾートセンターくるみ家族園）に温水を供給するための配管及びその付帯設備を含めていう。	削除																																																
2	要求水準書 第編 設計・建設業務編	5	第1章	第1節	5.	4)			敷地周辺設備 (2) 用水 プラント用水は、 上水及び水源井揚水設備で取水する井水 を使用できる。 生活用水は、上水を利用すること。	(2) 用水 プラント用水 及び 生活用水 ともに 上水を利用すること。	訂正																																																
3	要求水準書 第編 設計・建設業務編	6	第1章	第1節	5.	4)			敷地周辺設備 (5) 燃料 本施設で使用する液体燃料は灯油とする。ガスはプラントで使用する最小限のものとし、LPGとする。	(5) 燃料 本施設で使用する液体燃料は灯油 または軽油 とする。ガスはプラントで使用する最小限のものとし、LPGとする。	訂正																																																
4	要求水準書 第編 設計・建設業務編	10	第1章	第2節	3.	2)		表1-6 ごみの搬入形態	<table border="1"> <thead> <tr> <th>ごみ区分</th> <th>排出容器</th> <th>収集車両</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">燃やせるごみ</td> <td>・袋</td> <td>・パッカー車（4t）</td> </tr> <tr> <td>・容器無し</td> <td>・パッカー車（5.5t）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・トラック（4t）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・自家用車 等</td> </tr> <tr> <td>燃やせないごみ破碎残渣</td> <td>・容器無し</td> <td>・トラック（4t） 等</td> </tr> <tr> <td>し尿し渣、し尿沈砂</td> <td>・容器無し</td> <td>・トラック（4t） 等</td> </tr> <tr> <td>下水道し渣</td> <td>・容器無し</td> <td>・トラック（4t） 等</td> </tr> <tr> <td>動物の死骸</td> <td>・容器無し</td> <td>・トラック（4t） ・自家用車 等</td> </tr> <tr> <td>災害廃棄物</td> <td>・容器無し</td> <td>・トラック（10t） 等</td> </tr> <tr> <td>し尿汚泥</td> <td>・容器無し</td> <td>・トラック（4t） 等</td> </tr> </tbody> </table>	ごみ区分	排出容器	収集車両	燃やせるごみ	・袋	・パッカー車（4t）	・容器無し	・パッカー車（5.5t）		・トラック（4t）		・自家用車 等	燃やせないごみ破碎残渣	・容器無し	・トラック（4t） 等	し尿し渣、し尿沈砂	・容器無し	・トラック（4t） 等	下水道し渣	・容器無し	・トラック（4t） 等	動物の死骸	・容器無し	・トラック（4t） ・自家用車 等	災害廃棄物	・容器無し	・トラック（10t） 等	し尿汚泥	・容器無し	・トラック（4t） 等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>ごみ区分</th> <th>排出容器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃やせるごみ</td> <td>・袋</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・容器無し</td> </tr> <tr> <td>燃やせないごみ破碎残渣</td> <td>・容器無し</td> </tr> <tr> <td>し尿し渣、し尿沈砂</td> <td>・容器無し</td> </tr> <tr> <td>下水道し渣</td> <td>・容器無し</td> </tr> <tr> <td>動物の死骸</td> <td>・容器無し</td> </tr> <tr> <td>災害廃棄物</td> <td>・容器無し</td> </tr> <tr> <td>し尿汚泥</td> <td>・容器無し</td> </tr> </tbody> </table>	ごみ区分	排出容器	燃やせるごみ	・袋		・容器無し	燃やせないごみ破碎残渣	・容器無し	し尿し渣、し尿沈砂	・容器無し	下水道し渣	・容器無し	動物の死骸	・容器無し	災害廃棄物	・容器無し	し尿汚泥	・容器無し	削除
ごみ区分	排出容器	収集車両																																																									
燃やせるごみ	・袋	・パッカー車（4t）																																																									
	・容器無し	・パッカー車（5.5t）																																																									
		・トラック（4t）																																																									
		・自家用車 等																																																									
燃やせないごみ破碎残渣	・容器無し	・トラック（4t） 等																																																									
し尿し渣、し尿沈砂	・容器無し	・トラック（4t） 等																																																									
下水道し渣	・容器無し	・トラック（4t） 等																																																									
動物の死骸	・容器無し	・トラック（4t） ・自家用車 等																																																									
災害廃棄物	・容器無し	・トラック（10t） 等																																																									
し尿汚泥	・容器無し	・トラック（4t） 等																																																									
ごみ区分	排出容器																																																										
燃やせるごみ	・袋																																																										
	・容器無し																																																										
燃やせないごみ破碎残渣	・容器無し																																																										
し尿し渣、し尿沈砂	・容器無し																																																										
下水道し渣	・容器無し																																																										
動物の死骸	・容器無し																																																										
災害廃棄物	・容器無し																																																										
し尿汚泥	・容器無し																																																										
5	要求水準書 第編 設計・建設業務編	11	第1章	第2節	4.	6)		表1-7 本施設の主要設備方式	給水設備 プラント用水 上水または井水	給水設備 プラント用水 上水	訂正																																																

NO	資料名	頁	項目				タイトル	修正前			修正後			内容																																																																																																																																																																																																																																															
								項目	対象	主灰処理物	飛灰処理物	項目	対象		主灰処理物	飛灰処理物																																																																																																																																																																																																																																													
6	要求水準書 第 編 設計・建設業務編	13	第1章	第2節	7.	表1-8 処理生成物の基準	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>対象</th> <th>主灰処理物</th> <th>飛灰処理物</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>熱 灼 減 量</td> <td>%</td> <td>5 以下</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ダイオキシン類含有基準</td> <td>ng-TEQ/g</td> <td>3 以下</td> <td>3 以下</td> </tr> <tr> <td>含 水 率</td> <td>%</td> <td>30 以下</td> <td>30 以下</td> </tr> <tr> <td>アルキル水銀化合物</td> <td></td> <td>不検出</td> <td>不検出</td> </tr> <tr> <td>水銀又はその化合物</td> <td></td> <td>0.005 以下</td> <td>0.005 以下</td> </tr> <tr> <td>カドミウム又はその化合物</td> <td></td> <td>0.3 以下</td> <td>0.3 以下</td> </tr> <tr> <td>鉛及びその化合物</td> <td></td> <td>0.3 以下</td> <td>0.3 以下</td> </tr> <tr> <td>有機燐化合物</td> <td></td> <td>1.0 以下</td> <td>1.0 以下</td> </tr> <tr> <td>砒素又はその化合物</td> <td></td> <td>0.3 以下</td> <td>0.3 以下</td> </tr> <tr> <td>シアン化合物</td> <td></td> <td>1.0 以下</td> <td>1.0 以下</td> </tr> <tr> <td>六価クロム化合物</td> <td></td> <td>1.5 以下</td> <td>1.5 以下</td> </tr> <tr> <td>P C B</td> <td></td> <td>0.003 以下</td> <td>0.003 以下</td> </tr> <tr> <td>トリクロロエチレン</td> <td></td> <td>0.3 以下</td> <td>0.3 以下</td> </tr> <tr> <td>テトラクロロエチレン</td> <td></td> <td>0.1 以下</td> <td>0.1 以下</td> </tr> <tr> <td>ジクロロメタン</td> <td></td> <td>0.2 以下</td> <td>0.2 以下</td> </tr> <tr> <td>四塩化炭素</td> <td>mg/L</td> <td>0.02 以下</td> <td>0.02 以下</td> </tr> <tr> <td>1, 2-ジクロロエタン</td> <td></td> <td>0.04 以下</td> <td>0.04 以下</td> </tr> <tr> <td>1, 1-ジクロロエチレン</td> <td></td> <td>0.2 以下</td> <td>0.2 以下</td> </tr> <tr> <td>シス-1, 2-ジクロロエチレン</td> <td></td> <td>0.4 以下</td> <td>0.4 以下</td> </tr> <tr> <td>1, 1, 1-トリクロロエタン</td> <td></td> <td>3.0 以下</td> <td>3.0 以下</td> </tr> <tr> <td>1, 1, 2-トリクロロエタン</td> <td></td> <td>0.06 以下</td> <td>0.06 以下</td> </tr> <tr> <td>1, 3-ジクロロプロペン</td> <td></td> <td>0.02 以下</td> <td>0.02 以下</td> </tr> <tr> <td>チウラム</td> <td></td> <td>0.06 以下</td> <td>0.06 以下</td> </tr> <tr> <td>シマジン</td> <td></td> <td>0.03 以下</td> <td>0.03 以下</td> </tr> <tr> <td>チオベンカルブ</td> <td></td> <td>0.2 以下</td> <td>0.2 以下</td> </tr> <tr> <td>ベンゼン</td> <td></td> <td>0.1 以下</td> <td>0.1 以下</td> </tr> <tr> <td>セレン又はその化合物</td> <td></td> <td>0.3 以下</td> <td>0.3 以下</td> </tr> <tr> <td>1, 4-ジオキサソ</td> <td></td> <td>0.5 以下</td> <td>0.5 以下</td> </tr> </tbody> </table>			項目	対象	主灰処理物	飛灰処理物	熱 灼 減 量	%	5 以下		ダイオキシン類含有基準	ng-TEQ/g	3 以下	3 以下	含 水 率	%	30 以下	30 以下	アルキル水銀化合物		不検出	不検出	水銀又はその化合物		0.005 以下	0.005 以下	カドミウム又はその化合物		0.3 以下	0.3 以下	鉛及びその化合物		0.3 以下	0.3 以下	有機燐化合物		1.0 以下	1.0 以下	砒素又はその化合物		0.3 以下	0.3 以下	シアン化合物		1.0 以下	1.0 以下	六価クロム化合物		1.5 以下	1.5 以下	P C B		0.003 以下	0.003 以下	トリクロロエチレン		0.3 以下	0.3 以下	テトラクロロエチレン		0.1 以下	0.1 以下	ジクロロメタン		0.2 以下	0.2 以下	四塩化炭素	mg/L	0.02 以下	0.02 以下	1, 2-ジクロロエタン		0.04 以下	0.04 以下	1, 1-ジクロロエチレン		0.2 以下	0.2 以下	シス-1, 2-ジクロロエチレン		0.4 以下	0.4 以下	1, 1, 1-トリクロロエタン		3.0 以下	3.0 以下	1, 1, 2-トリクロロエタン		0.06 以下	0.06 以下	1, 3-ジクロロプロペン		0.02 以下	0.02 以下	チウラム		0.06 以下	0.06 以下	シマジン		0.03 以下	0.03 以下	チオベンカルブ		0.2 以下	0.2 以下	ベンゼン		0.1 以下	0.1 以下	セレン又はその化合物		0.3 以下	0.3 以下	1, 4-ジオキサソ		0.5 以下	0.5 以下	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>対象</th> <th>主灰処理物</th> <th>飛灰処理物</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>熱 灼 減 量</td> <td>%</td> <td>5 以下</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ダイオキシン類含有基準</td> <td>ng-TEQ/g</td> <td>3 以下</td> <td>3 以下</td> </tr> <tr> <td>含 水 率</td> <td>%</td> <td>30 以下</td> <td>30 以下</td> </tr> <tr> <td>アルキル水銀化合物</td> <td></td> <td>不検出</td> <td>不検出</td> </tr> <tr> <td>水銀又はその化合物</td> <td></td> <td>0.005 以下</td> <td>0.005 以下</td> </tr> <tr> <td>カドミウム又はその化合物</td> <td></td> <td>0.3 以下</td> <td>0.3 以下</td> </tr> <tr> <td>鉛及びその化合物</td> <td></td> <td>0.3 以下</td> <td>0.3 以下</td> </tr> <tr> <td>有機燐化合物</td> <td></td> <td>1.0 以下</td> <td>1.0 以下</td> </tr> <tr> <td>砒素又はその化合物</td> <td></td> <td>0.3 以下</td> <td>0.3 以下</td> </tr> <tr> <td>シアン化合物</td> <td></td> <td>1.0 以下</td> <td>1.0 以下</td> </tr> <tr> <td>六価クロム化合物</td> <td></td> <td>1.5 以下</td> <td>1.5 以下</td> </tr> <tr> <td>P C B</td> <td></td> <td>0.003 以下</td> <td>0.003 以下</td> </tr> <tr> <td>トリクロロエチレン</td> <td></td> <td>0.3 以下</td> <td>0.3 以下</td> </tr> <tr> <td>テトラクロロエチレン</td> <td></td> <td>0.1 以下</td> <td>0.1 以下</td> </tr> <tr> <td>ジクロロメタン</td> <td></td> <td>0.2 以下</td> <td>0.2 以下</td> </tr> <tr> <td>四塩化炭素</td> <td>mg/L</td> <td>0.02 以下</td> <td>0.02 以下</td> </tr> <tr> <td>1, 2-ジクロロエタン</td> <td></td> <td>0.04 以下</td> <td>0.04 以下</td> </tr> <tr> <td>1, 1-ジクロロエチレン</td> <td></td> <td>0.2 以下</td> <td>0.2 以下</td> </tr> <tr> <td>シス-1, 2-ジクロロエチレン</td> <td></td> <td>0.4 以下</td> <td>0.4 以下</td> </tr> <tr> <td>1, 1, 1-トリクロロエタン</td> <td></td> <td>3.0 以下</td> <td>3.0 以下</td> </tr> <tr> <td>1, 1, 2-トリクロロエタン</td> <td></td> <td>0.06 以下</td> <td>0.06 以下</td> </tr> <tr> <td>1, 3-ジクロロプロペン</td> <td></td> <td>0.02 以下</td> <td>0.02 以下</td> </tr> <tr> <td>チウラム</td> <td></td> <td>0.06 以下</td> <td>0.06 以下</td> </tr> <tr> <td>シマジン</td> <td></td> <td>0.03 以下</td> <td>0.03 以下</td> </tr> <tr> <td>チオベンカルブ</td> <td></td> <td>0.2 以下</td> <td>0.2 以下</td> </tr> <tr> <td>ベンゼン</td> <td></td> <td>0.1 以下</td> <td>0.1 以下</td> </tr> <tr> <td>セレン又はその化合物</td> <td></td> <td>0.3 以下</td> <td>0.3 以下</td> </tr> <tr> <td>1, 4-ジオキサソ</td> <td></td> <td>0.5 以下</td> <td>0.5 以下</td> </tr> <tr> <td>ほう素及びその化合物</td> <td></td> <td>30 以下</td> <td>30 以下</td> </tr> <tr> <td>弗 化 物</td> <td></td> <td>24 以下</td> <td>24 以下</td> </tr> </tbody> </table>			項目	対象	主灰処理物	飛灰処理物	熱 灼 減 量	%	5 以下		ダイオキシン類含有基準	ng-TEQ/g	3 以下	3 以下	含 水 率	%	30 以下	30 以下	アルキル水銀化合物		不検出	不検出	水銀又はその化合物		0.005 以下	0.005 以下	カドミウム又はその化合物		0.3 以下	0.3 以下	鉛及びその化合物		0.3 以下	0.3 以下	有機燐化合物		1.0 以下	1.0 以下	砒素又はその化合物		0.3 以下	0.3 以下	シアン化合物		1.0 以下	1.0 以下	六価クロム化合物		1.5 以下	1.5 以下	P C B		0.003 以下	0.003 以下	トリクロロエチレン		0.3 以下	0.3 以下	テトラクロロエチレン		0.1 以下	0.1 以下	ジクロロメタン		0.2 以下	0.2 以下	四塩化炭素	mg/L	0.02 以下	0.02 以下	1, 2-ジクロロエタン		0.04 以下	0.04 以下	1, 1-ジクロロエチレン		0.2 以下	0.2 以下	シス-1, 2-ジクロロエチレン		0.4 以下	0.4 以下	1, 1, 1-トリクロロエタン		3.0 以下	3.0 以下	1, 1, 2-トリクロロエタン		0.06 以下	0.06 以下	1, 3-ジクロロプロペン		0.02 以下	0.02 以下	チウラム		0.06 以下	0.06 以下	シマジン		0.03 以下	0.03 以下	チオベンカルブ		0.2 以下	0.2 以下	ベンゼン		0.1 以下	0.1 以下	セレン又はその化合物		0.3 以下	0.3 以下	1, 4-ジオキサソ		0.5 以下	0.5 以下	ほう素及びその化合物		30 以下	30 以下	弗 化 物		24 以下	24 以下	追記
							項目	対象	主灰処理物	飛灰処理物																																																																																																																																																																																																																																																			
熱 灼 減 量	%	5 以下																																																																																																																																																																																																																																																											
ダイオキシン類含有基準	ng-TEQ/g	3 以下	3 以下																																																																																																																																																																																																																																																										
含 水 率	%	30 以下	30 以下																																																																																																																																																																																																																																																										
アルキル水銀化合物		不検出	不検出																																																																																																																																																																																																																																																										
水銀又はその化合物		0.005 以下	0.005 以下																																																																																																																																																																																																																																																										
カドミウム又はその化合物		0.3 以下	0.3 以下																																																																																																																																																																																																																																																										
鉛及びその化合物		0.3 以下	0.3 以下																																																																																																																																																																																																																																																										
有機燐化合物		1.0 以下	1.0 以下																																																																																																																																																																																																																																																										
砒素又はその化合物		0.3 以下	0.3 以下																																																																																																																																																																																																																																																										
シアン化合物		1.0 以下	1.0 以下																																																																																																																																																																																																																																																										
六価クロム化合物		1.5 以下	1.5 以下																																																																																																																																																																																																																																																										
P C B		0.003 以下	0.003 以下																																																																																																																																																																																																																																																										
トリクロロエチレン		0.3 以下	0.3 以下																																																																																																																																																																																																																																																										
テトラクロロエチレン		0.1 以下	0.1 以下																																																																																																																																																																																																																																																										
ジクロロメタン		0.2 以下	0.2 以下																																																																																																																																																																																																																																																										
四塩化炭素	mg/L	0.02 以下	0.02 以下																																																																																																																																																																																																																																																										
1, 2-ジクロロエタン		0.04 以下	0.04 以下																																																																																																																																																																																																																																																										
1, 1-ジクロロエチレン		0.2 以下	0.2 以下																																																																																																																																																																																																																																																										
シス-1, 2-ジクロロエチレン		0.4 以下	0.4 以下																																																																																																																																																																																																																																																										
1, 1, 1-トリクロロエタン		3.0 以下	3.0 以下																																																																																																																																																																																																																																																										
1, 1, 2-トリクロロエタン		0.06 以下	0.06 以下																																																																																																																																																																																																																																																										
1, 3-ジクロロプロペン		0.02 以下	0.02 以下																																																																																																																																																																																																																																																										
チウラム		0.06 以下	0.06 以下																																																																																																																																																																																																																																																										
シマジン		0.03 以下	0.03 以下																																																																																																																																																																																																																																																										
チオベンカルブ		0.2 以下	0.2 以下																																																																																																																																																																																																																																																										
ベンゼン		0.1 以下	0.1 以下																																																																																																																																																																																																																																																										
セレン又はその化合物		0.3 以下	0.3 以下																																																																																																																																																																																																																																																										
1, 4-ジオキサソ		0.5 以下	0.5 以下																																																																																																																																																																																																																																																										
項目	対象	主灰処理物	飛灰処理物																																																																																																																																																																																																																																																										
熱 灼 減 量	%	5 以下																																																																																																																																																																																																																																																											
ダイオキシン類含有基準	ng-TEQ/g	3 以下	3 以下																																																																																																																																																																																																																																																										
含 水 率	%	30 以下	30 以下																																																																																																																																																																																																																																																										
アルキル水銀化合物		不検出	不検出																																																																																																																																																																																																																																																										
水銀又はその化合物		0.005 以下	0.005 以下																																																																																																																																																																																																																																																										
カドミウム又はその化合物		0.3 以下	0.3 以下																																																																																																																																																																																																																																																										
鉛及びその化合物		0.3 以下	0.3 以下																																																																																																																																																																																																																																																										
有機燐化合物		1.0 以下	1.0 以下																																																																																																																																																																																																																																																										
砒素又はその化合物		0.3 以下	0.3 以下																																																																																																																																																																																																																																																										
シアン化合物		1.0 以下	1.0 以下																																																																																																																																																																																																																																																										
六価クロム化合物		1.5 以下	1.5 以下																																																																																																																																																																																																																																																										
P C B		0.003 以下	0.003 以下																																																																																																																																																																																																																																																										
トリクロロエチレン		0.3 以下	0.3 以下																																																																																																																																																																																																																																																										
テトラクロロエチレン		0.1 以下	0.1 以下																																																																																																																																																																																																																																																										
ジクロロメタン		0.2 以下	0.2 以下																																																																																																																																																																																																																																																										
四塩化炭素	mg/L	0.02 以下	0.02 以下																																																																																																																																																																																																																																																										
1, 2-ジクロロエタン		0.04 以下	0.04 以下																																																																																																																																																																																																																																																										
1, 1-ジクロロエチレン		0.2 以下	0.2 以下																																																																																																																																																																																																																																																										
シス-1, 2-ジクロロエチレン		0.4 以下	0.4 以下																																																																																																																																																																																																																																																										
1, 1, 1-トリクロロエタン		3.0 以下	3.0 以下																																																																																																																																																																																																																																																										
1, 1, 2-トリクロロエタン		0.06 以下	0.06 以下																																																																																																																																																																																																																																																										
1, 3-ジクロロプロペン		0.02 以下	0.02 以下																																																																																																																																																																																																																																																										
チウラム		0.06 以下	0.06 以下																																																																																																																																																																																																																																																										
シマジン		0.03 以下	0.03 以下																																																																																																																																																																																																																																																										
チオベンカルブ		0.2 以下	0.2 以下																																																																																																																																																																																																																																																										
ベンゼン		0.1 以下	0.1 以下																																																																																																																																																																																																																																																										
セレン又はその化合物		0.3 以下	0.3 以下																																																																																																																																																																																																																																																										
1, 4-ジオキサソ		0.5 以下	0.5 以下																																																																																																																																																																																																																																																										
ほう素及びその化合物		30 以下	30 以下																																																																																																																																																																																																																																																										
弗 化 物		24 以下	24 以下																																																																																																																																																																																																																																																										
7	要求水準書 第 編 設計・建設業務編	26	第1章	第6節	1. 1)	試運転	1) プラント据付工事完了後、工期内に試運転を行うこと。この期間は、受電後の単体機器調整、空運転までを調整期間とする。乾燥焚より、負荷運転、性能試験及び性能試験結果確認を含めて150 日以上とすること。	1) プラント据付工事完了後、工期内に試運転を行うこと。この期間は、受電後の単体機器調整、空運転までを調整期間とし、乾燥焚、負荷運転、性能試験及び性能試験結果確認を含めて150 日以上とすること。	訂正																																																																																																																																																																																																																																																				

上越市廃棄物処理施設整備及び運営事業 第1回入札説明書等に関する質問回答 修正箇所一覧

NO	資料名	頁	項目				タイトル	修正前				修正後				内容			
			番号	試験項目	試験方法	保証値		番号	試験項目	試験方法	保証値								
8	要求水準書 第編 設計・建設業務編	30	第1章	第7節	2.	2)	表1-14 引渡性能試験方法(2/4)	5	主灰処理物及び飛灰処理物	第2節 5. 処理生成物の基準に示した重金属24項目	(1)測定場所 主灰処理物搬送コンベヤ及び飛灰処理物搬送コンベヤの出口付近 (2)測定回数 主灰処理物と飛灰処理物のそれぞれで2回以上 (3)測定方法 「産業廃棄物に含まれる金属などの検定方法」(昭和48.2.17環境庁告示第13号)のうち、埋立処分の方法による。	第2節 7. 処理生成物の基準に示した基準値	5	主灰処理物及び飛灰処理物	第2節 7. 処理生成物の基準に示した重金属27項目	(1)測定場所 主灰処理物搬送コンベヤ及び飛灰処理物搬送コンベヤの出口付近 (2)測定回数 主灰処理物と飛灰処理物のそれぞれで2回以上 (3)測定方法 「産業廃棄物に含まれる金属などの検定方法」(昭和48.2.17環境庁告示第13号)のうち、埋立処分の方法による。	第2節 7. 処理生成物の基準に示した基準値	訂正	
9	要求水準書 第編 設計・建設業務編	59	第2章	第3節	7.		助燃装置											2) 軽油貯留タンク(必要に応じて) (1) 形式 円筒鋼板製(地下埋設式) (2) 数量 1基 (3) 主要項目 容量 []kL 材質 [SS400または同等品以上]、厚さ[]mm (4) 付属品 [] (5) 特記事項 非常用電源設備に使用する軽油を貯蔵すること。 油面計を見やすい位置に設置すること。 給油口はタンクローリに直接接続できる位置とすること。 本装置は消防法の対象装置であり、所轄の消防署の指導に従うこと。 本施設を全炉停止状態(コールド状態)から2炉立ち上げるために必要な軽油を貯留できる容量とすること。	追記
10	要求水準書 第編 設計・建設業務編	71	第2章	第4節	12.	3)	(7)	純水装置	(7) 原水 [上水または井水]				(7) 原水 [上水]					訂正	
11	要求水準書 第編 設計・建設業務編	84	第2章	第6節	3.	3)	(1)	場外余熱利用設備	(1) 供給熱量 2.6GJ/h				(1) 供給熱量 1.3GJ/h					訂正	
12	要求水準書 第編 設計・建設業務編	84	第2章	第6節	3.	5)	(2)	場外余熱利用設備	(2) 余熱供給熱量の設定は、上越市第1クリーンセンターから上越リゾートセンターくるみ家族園への余熱供給実績のデータが無い場合、上越リゾートセンターくるみ家族園における予備ボイラの能力から算出した2.6GJ/hを設定している。したがって、本施設からの余熱供給熱量は、2.6GJ/hから少なくなる可能性があるため、受注者は実施設計協議時に市と協議のうえ、熱収支等について検討すること。なお、事業提案書における検討は、余熱供給熱量2.6GJ/hとすること。			(2) 余熱供給熱量の設定は、上越リゾートセンターくるみ家族園に設置されている熱交換器の仕様によるものである。詳細は添付資料-33「上越リゾートセンターくるみ家族園の熱交換器仕様」を参照のこと。					訂正		

上越市廃棄物処理施設整備及び運営事業 第1回入札説明書等に関する質問回答 修正箇所一覧

NO	資料名	頁	項目					タイトル	修正前	修正後	内容
13	要求水準書 第 編 設計・建設業務編	98	第2章	第9節	1.		共通事項	<p>1) プラント用水の受水槽には、上水配管と井水配管を接続させること。</p> <p>2) 井水は、上越市汚泥リサイクルパークに供給している水源井揚水設備から取水すること。</p> <p>3) 井水の利用にあたって、関係機関への届出等が必要な際の手続きについては市が行うものとするが、必要な書類の作成にあたって、建設事業者は市に協力すること。水源井揚水設備は、新潟県生活環境の保全等に関する条例及び同施行規則に基づき、新潟県の設置許可を受けた設備であり、本業務において新潟県との詳細な協議を行ったうえで変更許可が必要である。建設事業者は変更許可に係る新潟県との協議及び手続きに必要な書類の作成に関して市に協力すること。</p> <p>4) 上越市汚泥リサイクルパークにおける井水取水量実績等は、要求水準書添付資料-15「水源井揚水設備諸元及び井水取水量実績」を参考にすること。なお、上越市汚泥リサイクルパークでは、平成25年度に基幹的設備改良工事を行う予定であることから、事業期間中における上越市汚泥リサイクルパークにおける井水取水量は、要求水準書添付資料-15に示す実績量よりも少なくなる予定である。</p> <p>5) 上越市汚泥リサイクルパークへの井水供給に影響を与えない井水の制御システムを構築すること。上越市汚泥リサイクルパークにおける井水制御システムは、要求水準書添付資料-15「水源井揚水設備諸元及び井水取水量実績」を参考にすること。</p> <p>6) 水源井揚水設備から井水取合点までの給水配管の更新を行うこと。</p> <p>7) 井水取合点から本施設までの給水配管を設置すること。</p> <p>8) 水源井揚水設備に設置されている水源井揚水ポンプを更新すること。</p> <p>9) 上水取合点から本施設までの給水配管を設置すること。</p> <p>10) 災害時等において、上水及び井水の供給が遮断された場合に備えて、定常時はプラント用水を常に最大日使用量の3日以上貯留できる設計及びシステム構成とすること。</p> <p>11) 井水の水質は、要求水準書添付資料-13「井水水質分析結果」を参照のこと。</p> <p>12) 各水槽は用水の用途、設備構成に応じて兼用することも可能とする。</p> <p>13) 災害時等において、上水の供給が遮断された場合にも飲料水を確保するため、非常用の浄水装置を納入すること。</p> <p>14) 制御については、用途に応じて自動交互運転、故障時自動切替及び非常時の自動並列運転が可能なものとする。</p> <p>15) 必要な箇所に散水栓及び手洗水栓を設ける。</p> <p>16) 必要な箇所に流量計、その他必要な付属品一式を設け、系統、主要設備別に使用量が確認・記録できるようにする。</p> <p>17) 水源井揚水設備建屋の詳細は、要求水準書添付資料-26「水源井揚水設備建屋関連資料」を参照のこと。</p>	<p>1) プラント用水及び生活用水の受水槽には、上水配管を接続させること。</p> <p>2) 上水取合点から本施設までの給水配管を設置すること。</p> <p>3) 災害時等において、上水の供給が遮断された場合に備えて、定常時はプラント用水を常に最大日使用量の3日以上貯留できる設計及びシステム構成とすること。</p> <p>4) 各水槽は用水の用途、設備構成に応じて兼用することも可能とする。</p> <p>5) 災害時等において、上水の供給が遮断された場合にも飲料水を確保するため、非常用の浄水装置を納入すること。</p> <p>6) 制御については、用途に応じて自動交互運転、故障時自動切替及び非常時の自動並列運転が可能なものとする。</p> <p>7) 必要な箇所に散水栓及び手洗水栓を設ける。</p> <p>8) 必要な箇所に流量計、その他必要な付属品一式を設け、系統、主要設備別に使用量が確認・記録できるようにする。</p>	削除・訂正	
14	要求水準書 第 編 設計・建設業務編	98	第2章	第9節	1.		図2-1			訂正	
15	要求水準書 第 編 設計・建設業務編	100	第2章	第9節	3.	2)	ポンプ類	<p>(3) 水源井揚水ポンプの仕様及び井水取水量実績量は、要求水準書添付資料-15「水源井揚水設備諸元及び井水取水量実績」に示すとおりである。</p>		削除	

上越市廃棄物処理施設整備及び運営事業 第1回入札説明書等に関する質問回答 修正箇所一覧

NO	資料名	頁	項目					タイトル	修正前	修正後	内容
16	要求水準書 第 編 設計・建設業務編	100	第2章	第9節	4.			水源井揚水ポンプ用非常用電源設備	<p>4. 水源井揚水ポンプ用非常用電源設備</p> <p>1) 原動機</p> <p>(1) 形式 []</p> <p>(2) 数量 1基</p> <p>(3) 主要項目</p> <p>出力 [] P S</p> <p>燃料 []</p> <p>起動 []</p> <p>冷却方式 []</p> <p>(4) 付属品 []</p> <p>(5) 特記事項</p> <p>可搬式の採用も可とする。</p> <p>2) 発電機</p> <p>(1) 形式 []</p> <p>(2) 数量 1基</p> <p>(3) 主要項目</p> <p>容量 [] kVA</p> <p>電圧 [] kV</p> <p>力率 [] %</p> <p>回転数 [] min-1</p> <p>(4) 付属品 []</p> <p>(5) 特記事項</p> <p>可搬式の採用も可とする。</p>		削除
17	要求水準書 第 編 設計・建設業務編	102	第2章	第9節	7.			水源井揚水ポンプ用非常用電源設備	<p>7. 除鉄・除マンガン装置（必要に応じて）</p> <p>1) 形式 []</p> <p>2) 数量 1基</p> <p>3) 主要項目（設計基準）</p> <p>(1) 処理能力 [] m³/h</p> <p>(2) 操作方式 []</p> <p>(3) 原水 井水</p> <p>(4) 原水水質 要求水準書添付資料-13「井水水質分析結果」参照</p> <p>(4) 付属品 []</p> <p>5) 特記事項</p> <p>(1) プラント用水として必要な水質に見合った能力のある装置とすること。</p>		削除
18	要求水準書 第 編 設計・建設業務編	106	第2章	第11節	1.			共通事項	<p>2 3) 水源井揚水設備の電源は、平常時は電気事業者から受電するものとするが、災害等により電気事業者からの電力供給が断たれた場合には、非常用電源（可搬式発電機等）を用意し、水源井揚水設備の電源を確保すること。</p>		削除
19	要求水準書 第 編 設計・建設業務編	113	第2章	第11節	8.	1)	(3)	非常用発電設備	燃料 灯油	燃料 [灯油または軽油]	訂正
20	要求水準書 第 編 設計・建設業務編	113	第2章	第11節	8.	1)	(5)	非常用発電設備	<p>灯油貯留タンクの容量は、全炉停止状態（コールド状態）から1炉を立上げた後、蒸気タービン発電機により自立運転を確立するまで、本設備が稼働を続けるために必要な容量以上とすること。</p>	<p>貯留タンクの容量は、全炉停止状態（コールド状態）から1炉を立上げた後、蒸気タービン発電機により自立運転を確立するまで、本設備が稼働を続けるために必要な容量以上とすること。</p>	
21	要求水準書 第 編 設計・建設業務編	113	第2章	第11節	8.	1)	(5)	非常用発電設備	<p>灯油貯留タンクを助燃装置と兼用とすることも可とするが、その場合の容量は、助燃装置と本設備の特記事項で規定している容量の合計以上とすること。</p>	<p>本設備に使用する燃料を灯油とする場合、灯油貯留タンクを助燃装置と兼用とすることも可とするが、その場合の容量は、助燃装置と本設備の特記事項で規定している容量の合計以上とすること。</p>	
22	要求水準書 第 編 設計・建設業務編	135	第3章	第1節	2.	1)	(4)	災害対策	<p>(4) 浸水等の災害時において、周辺地域住民に河川と反対側の安全な方向への避難を誘導するランドマークとしての機能の確立を図ること。</p>	<p>(4) 浸水等の災害時において、周辺地域住民に安全な方向への避難を誘導するランドマークとしての機能の確立を図ること。</p>	訂正

上越市廃棄物処理施設整備及び運営事業 第1回入札説明書等に関する質問回答 修正箇所一覧

NO	資料名	頁	項目							タイトル	修正前	修正後	内容
1	要求水準書 第編 運営・維持管理業務編	-								用語の定義	<p>本施設 ：本事業において設計・建設され、運営・維持管理される上越市廃棄物処理施設をいい、工場棟、管理棟のほか、特別高圧受変電設備棟、鉄塔、調整池、洗車棟、庁用車庫、駐車場、構内道路、燃料貯蔵所、配管、構内サイン案内板、構内照明外灯、植栽等の事業実施区域内の設備及び建築物、工場棟から温浴施設（上越リゾートセンターくるみ家族園）に温水を供給するための配管及びその付帯設備、水源井揚水設備、水源井揚水設備から井水取合い点までの給水配管及びその付帯設備の一切を含めていう。</p>	<p>本施設 ：本事業において設計・建設され、運営・維持管理される上越市廃棄物処理施設をいい、工場棟、管理棟のほか、特別高圧受変電設備棟、鉄塔、調整池、洗車棟、庁用車庫、駐車場、構内道路、燃料貯蔵所、配管、構内サイン案内板、構内照明外灯、植栽等の事業実施区域内の設備及び建築物、工場棟から温浴施設（上越リゾートセンターくるみ家族園）に温水を供給するための配管及びその付帯設備を含めていう。</p>	削除
2	要求水準書 第編 運営・維持管理業務編	2	第1章	第1節	3.					運営事業者の業務範囲	<p>3. 運営事業者の業務範囲 運営事業者の業務範囲は、本施設に関する以下の業務とする。なお、本業務における本施設とは、上越市廃棄物処理施設をいい、工場棟、管理棟のほか、業務実施区域内に存在する全ての施設、設備、構造物及び植栽等を示している。また、業務実施区域外の工場棟から温浴施設（くるみ家族園）に温水を供給するための配管及びその付帯設備、水源井揚水設備、水源井揚水設備から井水取合い点までの給水配管及びその付帯設備も本施設に含むものとする。 本施設の概要をまとめると表1-1に示すとおりである。</p>	<p>3. 運営事業者の業務範囲 運営事業者の業務範囲は、本施設に関する以下の業務とする。なお、本業務における本施設とは、上越市廃棄物処理施設をいい、工場棟、管理棟のほか、業務実施区域内に存在する全ての施設、設備、構造物及び植栽等を示している。また、業務実施区域外の工場棟から温浴施設（くるみ家族園）に温水を供給するための配管及びその付帯設備も本施設に含むものとする。 本施設の概要をまとめると表1-1に示すとおりである。</p>	削除
3	要求水準書 第編 運営・維持管理業務編	13	第3章	第6節	2)					用役の管理	<p>2) 災害時等において、本施設を稼働するために必要な燃料、用水及び薬剤等の供給が途絶えた場合に備えて、本施設を稼働するために必要な燃料、用水及び薬剤等を常に最大日使用量の3日分以上貯留している状態を保つように管理すること。</p>	<p>2) 災害時等において、本施設を稼働するために必要な用水及び薬剤等の供給が途絶えた場合に備えて、本施設を稼働するために必要な用水及び薬剤等を常に最大日使用量の3日分以上貯留している状態を保つように管理すること。</p>	削除
4	要求水準書 第編 運営・維持管理業務編	13	第3章	第6節	3)					用役の管理	<p>3) 災害時等において、電気事業者からの電力供給が途絶えた場合に備えて、電力供給が途絶えた状態で本施設を全炉停止状態（コールド状態）から2炉立ち上げるために必要な量以上の燃料を常に保つように管理すること。</p>	<p>3) 災害時等において、電気事業者からの電力供給が途絶えた場合に備えて、電力供給が途絶えた状態で本施設を全炉停止状態（コールド状態）から2炉立ち上げるために必要な量以上の燃料を常に保つように管理すること。</p>	追記

上越市廃棄物処理施設整備及び運営事業 第1回入札説明書等に関する質問回答 修正箇所一覧

NO	資料名	頁	項目					タイトル	修正前			修正後			内容	
5	要求水準書 第 編 運営・維持管理業務編	20,21	第5章	第2節				表5-1 業務期間中の測定項目 (主灰処理物)	主灰処理物	重金属の溶出試験	2回/年		主灰処理物	重金属の溶出試験	3回/年	六価クロム化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、ヒ素及びその化合物、セレン及びその化合物。
										鉛の溶出試験	1回/週	※簡易測定		2回/年	要求水準書第1編「第1章 第2節7.処理生成物の基準」に示した重金属の溶出基準項目のうち、上記の5項目以外	
										ダイオキシン類測定	1回/年					
										熱灼減量	1回/月					
										含水率	1回/週					
										特定化学物質の含有量	1回/6月	総水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、シアン化合物、セレン、ふっ素化合物	鉛の溶出試験	1回/週	※簡易測定	
											1回/年	銅、亜鉛、マンガン、総クロム、シアン化合物、全窒素	塩素イオン濃度	1回/年		
										放射性物質質量	1回/月	放射性ヨウ素 (I131)、放射性セシウム (Cs134, 137)	ダイオキシン類測定	1回/年		
													熱灼減量	1回/月		
													含水率	1回/週		
													特定化学物質の含有量	1回/6月	水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、ヒ素及びその化合物、セレン及びその化合物、ふっ素化合物	
														1回/年	ホウ素及びその化合物、全窒素、亜鉛の水溶性化合物、クロム及び三価クロム化合物、無機シアン化合物 (錯塩及びシアン塩酸を除く)、銅水溶性塩 (錯塩を除く)、マンガン及びその化合物	
													放射性物質質量	1回/月	放射性ヨウ素 (I131)、放射性セシウム (Cs134, 137)	
6	要求水準書 第 編 運営・維持管理業務編	20,21	第5章	第2節				表5-1 業務期間中の測定項目 (飛灰処理物)	飛灰処理物	重金属の溶出試験	2回/年		飛灰処理物	重金属の溶出試験	3回/年	六価クロム化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、ヒ素及びその化合物、セレン及びその化合物。
										鉛の溶出試験	1回/週	※簡易測定		2回/年	要求水準書第1編「第1章 第2節7.処理生成物の基準」に示した重金属の溶出基準項目のうち、上記の5項目以外	
										ダイオキシン類測定	1回/年					
										含水率	1回/週					
										特定化学物質の含有量	1回/6月	総水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、シアン化合物、セレン、ふっ素化合物	鉛の溶出試験	1回/週	※簡易測定	
											1回/年	銅、亜鉛、マンガン、総クロム、シアン化合物、全窒素	塩素イオン濃度	1回/年		
										放射性物質質量	1回/月	放射性ヨウ素 (I131)、放射性セシウム (Cs134, 137)	ダイオキシン類測定	1回/年		
													含水率	1回/週		
													特定化学物質の含有量	1回/6月	水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、ヒ素及びその化合物、セレン及びその化合物、ふっ素化合物	
														1回/年	ホウ素及びその化合物、全窒素、亜鉛の水溶性化合物、クロム及び三価クロム化合物、無機シアン化合物 (錯塩及びシアン塩酸を除く)、銅水溶性塩 (錯塩を除く)、マンガン及びその化合物	
													放射性物質質量	1回/月	放射性ヨウ素 (I131)、放射性セシウム (Cs134, 137)	

NO	資料名	頁	項目	タイトル	修正前	修正後	内容																																																																																																																																																																																																																																																																
7	要求水準書 第編 運営・維持管理業務編	25	第5章 第4節	表5-3 主灰処理物及び飛灰処理物の基準	<p>表 5-3 主灰処理物及び飛灰処理物の基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">対象</th> <th colspan="2">基準値</th> <th colspan="2">測定方法</th> </tr> <tr> <th>主灰処理物</th> <th>飛灰処理物</th> <th>頻度</th> <th>区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ダイオキシン類含有基準</td> <td>ng-TEQ/g</td> <td>3 以下</td> <td>3 以下</td> <td>1回/年</td> <td>定期測定</td> </tr> <tr> <td>熱 灼 減 量</td> <td>%</td> <td>5 以下</td> <td></td> <td>1回/月</td> <td>定期測定</td> </tr> <tr> <td>含 水 率</td> <td>%</td> <td>30 以下</td> <td>30 以下</td> <td>1回/週</td> <td>定期測定</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">アルキル水銀化合物 水銀またはその化合物 カドミウムまたはその化合物 鉛またはその化合物 有機錳化合物 砒素またはその化合物 シアン化合物 六価クロム化合物 P C B トリクロロエチレン テトラクロロエチレン ジクロロメタン 四 塩 化 炭 素 1, 2-ジクロロエタン 1, 1-ジクロロエチレン シス-1, 2-ジクロロエチレン 1, 1, 1-トリクロロエタン 1, 1, 2-トリクロロエタン 1, 3-ジクロロプロパン チ ャ ラ ム シ マ ジ ン チ オ ベ ン カ ル プ ベ ン ゼ ン セレンまたはその化合物 1, 4-ジオキサン</td> <td rowspan="10">mg/L</td> <td>不検出</td> <td>不検出</td> <td>2回/年</td> <td>定期測定</td> </tr> <tr> <td>0.005 以下</td> <td>0.005 以下</td> <td>2回/年</td> <td>定期測定</td> </tr> <tr> <td>0.3 以下</td> <td>0.3 以下</td> <td>2回/年</td> <td>定期測定</td> </tr> <tr> <td>0.3 以下</td> <td>0.3 以下</td> <td>1回/週 2回/年</td> <td>簡易測定 定期測定</td> </tr> <tr> <td>1.0 以下</td> <td>1.0 以下</td> <td>2回/年</td> <td>定期測定</td> </tr> <tr> <td>0.3 以下</td> <td>0.3 以下</td> <td>2回/年</td> <td>定期測定</td> </tr> <tr> <td>1.0 以下</td> <td>1.0 以下</td> <td>2回/年</td> <td>定期測定</td> </tr> <tr> <td>1.5 以下</td> <td>1.5 以下</td> <td>2回/年</td> <td>定期測定</td> </tr> <tr> <td>0.003 以下</td> <td>0.003 以下</td> <td>2回/年</td> <td>定期測定</td> </tr> <tr> <td>0.3 以下</td> <td>0.3 以下</td> <td>2回/年</td> <td>定期測定</td> </tr> <tr> <td>0.1 以下</td> <td>0.1 以下</td> <td>2回/年</td> <td>定期測定</td> </tr> <tr> <td>0.2 以下</td> <td>0.2 以下</td> <td>2回/年</td> <td>定期測定</td> </tr> <tr> <td>0.02 以下</td> <td>0.02 以下</td> <td>2回/年</td> <td>定期測定</td> </tr> <tr> <td>0.04 以下</td> <td>0.04 以下</td> <td>2回/年</td> <td>定期測定</td> </tr> <tr> <td>0.2 以下</td> <td>0.2 以下</td> <td>2回/年</td> <td>定期測定</td> </tr> <tr> <td>0.4 以下</td> <td>0.4 以下</td> <td>2回/年</td> <td>定期測定</td> </tr> <tr> <td>3.0 以下</td> <td>3.0 以下</td> <td>2回/年</td> <td>定期測定</td> </tr> <tr> <td>0.06 以下</td> <td>0.06 以下</td> <td>2回/年</td> <td>定期測定</td> </tr> <tr> <td>0.02 以下</td> <td>0.02 以下</td> <td>2回/年</td> <td>定期測定</td> </tr> <tr> <td>0.06 以下</td> <td>0.06 以下</td> <td>2回/年</td> <td>定期測定</td> </tr> <tr> <td>0.03 以下</td> <td>0.03 以下</td> <td>2回/年</td> <td>定期測定</td> </tr> <tr> <td>0.2 以下</td> <td>0.2 以下</td> <td>2回/年</td> <td>定期測定</td> </tr> <tr> <td>0.1 以下</td> <td>0.1 以下</td> <td>2回/年</td> <td>定期測定</td> </tr> <tr> <td>0.3 以下</td> <td>0.3 以下</td> <td>2回/年</td> <td>定期測定</td> </tr> <tr> <td>0.5 以下</td> <td>0.5 以下</td> <td>2回/年</td> <td>定期測定</td> </tr> </tbody> </table>	項目	対象	基準値		測定方法		主灰処理物	飛灰処理物	頻度	区分	ダイオキシン類含有基準	ng-TEQ/g	3 以下	3 以下	1回/年	定期測定	熱 灼 減 量	%	5 以下		1回/月	定期測定	含 水 率	%	30 以下	30 以下	1回/週	定期測定	アルキル水銀化合物 水銀またはその化合物 カドミウムまたはその化合物 鉛またはその化合物 有機錳化合物 砒素またはその化合物 シアン化合物 六価クロム化合物 P C B トリクロロエチレン テトラクロロエチレン ジクロロメタン 四 塩 化 炭 素 1, 2-ジクロロエタン 1, 1-ジクロロエチレン シス-1, 2-ジクロロエチレン 1, 1, 1-トリクロロエタン 1, 1, 2-トリクロロエタン 1, 3-ジクロロプロパン チ ャ ラ ム シ マ ジ ン チ オ ベ ン カ ル プ ベ ン ゼ ン セレンまたはその化合物 1, 4-ジオキサン	mg/L	不検出	不検出	2回/年	定期測定	0.005 以下	0.005 以下	2回/年	定期測定	0.3 以下	0.3 以下	2回/年	定期測定	0.3 以下	0.3 以下	1回/週 2回/年	簡易測定 定期測定	1.0 以下	1.0 以下	2回/年	定期測定	0.3 以下	0.3 以下	2回/年	定期測定	1.0 以下	1.0 以下	2回/年	定期測定	1.5 以下	1.5 以下	2回/年	定期測定	0.003 以下	0.003 以下	2回/年	定期測定	0.3 以下	0.3 以下	2回/年	定期測定	0.1 以下	0.1 以下	2回/年	定期測定	0.2 以下	0.2 以下	2回/年	定期測定	0.02 以下	0.02 以下	2回/年	定期測定	0.04 以下	0.04 以下	2回/年	定期測定	0.2 以下	0.2 以下	2回/年	定期測定	0.4 以下	0.4 以下	2回/年	定期測定	3.0 以下	3.0 以下	2回/年	定期測定	0.06 以下	0.06 以下	2回/年	定期測定	0.02 以下	0.02 以下	2回/年	定期測定	0.06 以下	0.06 以下	2回/年	定期測定	0.03 以下	0.03 以下	2回/年	定期測定	0.2 以下	0.2 以下	2回/年	定期測定	0.1 以下	0.1 以下	2回/年	定期測定	0.3 以下	0.3 以下	2回/年	定期測定	0.5 以下	0.5 以下	2回/年	定期測定	<p>表 5-3 主灰処理物及び飛灰処理物の基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">対象</th> <th colspan="2">基準値</th> <th colspan="2">測定方法</th> </tr> <tr> <th>主灰処理物</th> <th>飛灰処理物</th> <th>頻度</th> <th>区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ダイオキシン類含有基準</td> <td>ng-TEQ/g</td> <td>3 以下</td> <td>3 以下</td> <td>1回/年</td> <td>定期測定</td> </tr> <tr> <td>熱 灼 減 量</td> <td>%</td> <td>5 以下</td> <td></td> <td>1回/月</td> <td>定期測定</td> </tr> <tr> <td>含 水 率</td> <td>%</td> <td>30 以下</td> <td>30 以下</td> <td>1回/週</td> <td>定期測定</td> </tr> <tr> <td rowspan="20">アルキル水銀化合物 水銀またはその化合物 カドミウムまたはその化合物 鉛またはその化合物 有機錳化合物 砒素またはその化合物 シアン化合物 六価クロム化合物 P C B トリクロロエチレン テトラクロロエチレン ジクロロメタン 四 塩 化 炭 素 1, 2-ジクロロエタン 1, 1-ジクロロエチレン シス-1, 2-ジクロロエチレン 1, 1, 1-トリクロロエタン 1, 1, 2-トリクロロエタン 1, 3-ジクロロプロパン チ ャ ラ ム シ マ ジ ン チ オ ベ ン カ ル プ ベ ン ゼ ン セレンまたはその化合物 1, 4-ジオキサン ほう素及びその化合物 毒 化 物</td> <td rowspan="20">mg/L</td> <td>不検出</td> <td>不検出</td> <td>2回/年</td> <td>定期測定</td> </tr> <tr> <td>0.005 以下</td> <td>0.005 以下</td> <td>3回/年</td> <td>定期測定</td> </tr> <tr> <td>0.3 以下</td> <td>0.3 以下</td> <td>3回/年</td> <td>定期測定</td> </tr> <tr> <td>0.3 以下</td> <td>0.3 以下</td> <td>1回/週 2回/年</td> <td>簡易測定 定期測定</td> </tr> <tr> <td>1.0 以下</td> <td>1.0 以下</td> <td>2回/年</td> <td>定期測定</td> </tr> <tr> <td>0.3 以下</td> <td>0.3 以下</td> <td>3回/年</td> <td>定期測定</td> </tr> <tr> <td>1.0 以下</td> <td>1.0 以下</td> <td>2回/年</td> <td>定期測定</td> </tr> <tr> <td>1.5 以下</td> <td>1.5 以下</td> <td>3回/年</td> <td>定期測定</td> </tr> <tr> <td>0.003 以下</td> <td>0.003 以下</td> <td>2回/年</td> <td>定期測定</td> </tr> <tr> <td>0.3 以下</td> <td>0.3 以下</td> <td>2回/年</td> <td>定期測定</td> </tr> <tr> <td>0.1 以下</td> <td>0.1 以下</td> <td>2回/年</td> <td>定期測定</td> </tr> <tr> <td>0.2 以下</td> <td>0.2 以下</td> <td>2回/年</td> <td>定期測定</td> </tr> <tr> <td>0.04 以下</td> <td>0.04 以下</td> <td>2回/年</td> <td>定期測定</td> </tr> <tr> <td>0.2 以下</td> <td>0.2 以下</td> <td>2回/年</td> <td>定期測定</td> </tr> <tr> <td>0.4 以下</td> <td>0.4 以下</td> <td>2回/年</td> <td>定期測定</td> </tr> <tr> <td>3.0 以下</td> <td>3.0 以下</td> <td>2回/年</td> <td>定期測定</td> </tr> <tr> <td>0.06 以下</td> <td>0.06 以下</td> <td>2回/年</td> <td>定期測定</td> </tr> <tr> <td>0.03 以下</td> <td>0.03 以下</td> <td>2回/年</td> <td>定期測定</td> </tr> <tr> <td>0.2 以下</td> <td>0.2 以下</td> <td>2回/年</td> <td>定期測定</td> </tr> <tr> <td>0.1 以下</td> <td>0.1 以下</td> <td>2回/年</td> <td>定期測定</td> </tr> <tr> <td>0.3 以下</td> <td>0.3 以下</td> <td>3回/年</td> <td>定期測定</td> </tr> <tr> <td>0.5 以下</td> <td>0.5 以下</td> <td>2回/年</td> <td>定期測定</td> </tr> <tr> <td>30 以下</td> <td>30 以下</td> <td>2回/年</td> <td>定期測定</td> </tr> <tr> <td>24 以下</td> <td>24 以下</td> <td>2回/年</td> <td>定期測定</td> </tr> </tbody> </table>	項目	対象	基準値		測定方法		主灰処理物	飛灰処理物	頻度	区分	ダイオキシン類含有基準	ng-TEQ/g	3 以下	3 以下	1回/年	定期測定	熱 灼 減 量	%	5 以下		1回/月	定期測定	含 水 率	%	30 以下	30 以下	1回/週	定期測定	アルキル水銀化合物 水銀またはその化合物 カドミウムまたはその化合物 鉛またはその化合物 有機錳化合物 砒素またはその化合物 シアン化合物 六価クロム化合物 P C B トリクロロエチレン テトラクロロエチレン ジクロロメタン 四 塩 化 炭 素 1, 2-ジクロロエタン 1, 1-ジクロロエチレン シス-1, 2-ジクロロエチレン 1, 1, 1-トリクロロエタン 1, 1, 2-トリクロロエタン 1, 3-ジクロロプロパン チ ャ ラ ム シ マ ジ ン チ オ ベ ン カ ル プ ベ ン ゼ ン セレンまたはその化合物 1, 4-ジオキサン ほう素及びその化合物 毒 化 物	mg/L	不検出	不検出	2回/年	定期測定	0.005 以下	0.005 以下	3回/年	定期測定	0.3 以下	0.3 以下	3回/年	定期測定	0.3 以下	0.3 以下	1回/週 2回/年	簡易測定 定期測定	1.0 以下	1.0 以下	2回/年	定期測定	0.3 以下	0.3 以下	3回/年	定期測定	1.0 以下	1.0 以下	2回/年	定期測定	1.5 以下	1.5 以下	3回/年	定期測定	0.003 以下	0.003 以下	2回/年	定期測定	0.3 以下	0.3 以下	2回/年	定期測定	0.1 以下	0.1 以下	2回/年	定期測定	0.2 以下	0.2 以下	2回/年	定期測定	0.04 以下	0.04 以下	2回/年	定期測定	0.2 以下	0.2 以下	2回/年	定期測定	0.4 以下	0.4 以下	2回/年	定期測定	3.0 以下	3.0 以下	2回/年	定期測定	0.06 以下	0.06 以下	2回/年	定期測定	0.03 以下	0.03 以下	2回/年	定期測定	0.2 以下	0.2 以下	2回/年	定期測定	0.1 以下	0.1 以下	2回/年	定期測定	0.3 以下	0.3 以下	3回/年	定期測定	0.5 以下	0.5 以下	2回/年	定期測定	30 以下	30 以下	2回/年	定期測定	24 以下	24 以下	2回/年	定期測定	訂正・追記
項目	対象	基準値		測定方法																																																																																																																																																																																																																																																																			
		主灰処理物	飛灰処理物	頻度	区分																																																																																																																																																																																																																																																																		
ダイオキシン類含有基準	ng-TEQ/g	3 以下	3 以下	1回/年	定期測定																																																																																																																																																																																																																																																																		
熱 灼 減 量	%	5 以下		1回/月	定期測定																																																																																																																																																																																																																																																																		
含 水 率	%	30 以下	30 以下	1回/週	定期測定																																																																																																																																																																																																																																																																		
アルキル水銀化合物 水銀またはその化合物 カドミウムまたはその化合物 鉛またはその化合物 有機錳化合物 砒素またはその化合物 シアン化合物 六価クロム化合物 P C B トリクロロエチレン テトラクロロエチレン ジクロロメタン 四 塩 化 炭 素 1, 2-ジクロロエタン 1, 1-ジクロロエチレン シス-1, 2-ジクロロエチレン 1, 1, 1-トリクロロエタン 1, 1, 2-トリクロロエタン 1, 3-ジクロロプロパン チ ャ ラ ム シ マ ジ ン チ オ ベ ン カ ル プ ベ ン ゼ ン セレンまたはその化合物 1, 4-ジオキサン	mg/L	不検出	不検出	2回/年	定期測定																																																																																																																																																																																																																																																																		
		0.005 以下	0.005 以下	2回/年	定期測定																																																																																																																																																																																																																																																																		
		0.3 以下	0.3 以下	2回/年	定期測定																																																																																																																																																																																																																																																																		
		0.3 以下	0.3 以下	1回/週 2回/年	簡易測定 定期測定																																																																																																																																																																																																																																																																		
		1.0 以下	1.0 以下	2回/年	定期測定																																																																																																																																																																																																																																																																		
		0.3 以下	0.3 以下	2回/年	定期測定																																																																																																																																																																																																																																																																		
		1.0 以下	1.0 以下	2回/年	定期測定																																																																																																																																																																																																																																																																		
		1.5 以下	1.5 以下	2回/年	定期測定																																																																																																																																																																																																																																																																		
		0.003 以下	0.003 以下	2回/年	定期測定																																																																																																																																																																																																																																																																		
		0.3 以下	0.3 以下	2回/年	定期測定																																																																																																																																																																																																																																																																		
0.1 以下	0.1 以下	2回/年	定期測定																																																																																																																																																																																																																																																																				
0.2 以下	0.2 以下	2回/年	定期測定																																																																																																																																																																																																																																																																				
0.02 以下	0.02 以下	2回/年	定期測定																																																																																																																																																																																																																																																																				
0.04 以下	0.04 以下	2回/年	定期測定																																																																																																																																																																																																																																																																				
0.2 以下	0.2 以下	2回/年	定期測定																																																																																																																																																																																																																																																																				
0.4 以下	0.4 以下	2回/年	定期測定																																																																																																																																																																																																																																																																				
3.0 以下	3.0 以下	2回/年	定期測定																																																																																																																																																																																																																																																																				
0.06 以下	0.06 以下	2回/年	定期測定																																																																																																																																																																																																																																																																				
0.02 以下	0.02 以下	2回/年	定期測定																																																																																																																																																																																																																																																																				
0.06 以下	0.06 以下	2回/年	定期測定																																																																																																																																																																																																																																																																				
0.03 以下	0.03 以下	2回/年	定期測定																																																																																																																																																																																																																																																																				
0.2 以下	0.2 以下	2回/年	定期測定																																																																																																																																																																																																																																																																				
0.1 以下	0.1 以下	2回/年	定期測定																																																																																																																																																																																																																																																																				
0.3 以下	0.3 以下	2回/年	定期測定																																																																																																																																																																																																																																																																				
0.5 以下	0.5 以下	2回/年	定期測定																																																																																																																																																																																																																																																																				
項目	対象	基準値		測定方法																																																																																																																																																																																																																																																																			
		主灰処理物	飛灰処理物	頻度	区分																																																																																																																																																																																																																																																																		
ダイオキシン類含有基準	ng-TEQ/g	3 以下	3 以下	1回/年	定期測定																																																																																																																																																																																																																																																																		
熱 灼 減 量	%	5 以下		1回/月	定期測定																																																																																																																																																																																																																																																																		
含 水 率	%	30 以下	30 以下	1回/週	定期測定																																																																																																																																																																																																																																																																		
アルキル水銀化合物 水銀またはその化合物 カドミウムまたはその化合物 鉛またはその化合物 有機錳化合物 砒素またはその化合物 シアン化合物 六価クロム化合物 P C B トリクロロエチレン テトラクロロエチレン ジクロロメタン 四 塩 化 炭 素 1, 2-ジクロロエタン 1, 1-ジクロロエチレン シス-1, 2-ジクロロエチレン 1, 1, 1-トリクロロエタン 1, 1, 2-トリクロロエタン 1, 3-ジクロロプロパン チ ャ ラ ム シ マ ジ ン チ オ ベ ン カ ル プ ベ ン ゼ ン セレンまたはその化合物 1, 4-ジオキサン ほう素及びその化合物 毒 化 物	mg/L	不検出	不検出	2回/年	定期測定																																																																																																																																																																																																																																																																		
		0.005 以下	0.005 以下	3回/年	定期測定																																																																																																																																																																																																																																																																		
		0.3 以下	0.3 以下	3回/年	定期測定																																																																																																																																																																																																																																																																		
		0.3 以下	0.3 以下	1回/週 2回/年	簡易測定 定期測定																																																																																																																																																																																																																																																																		
		1.0 以下	1.0 以下	2回/年	定期測定																																																																																																																																																																																																																																																																		
		0.3 以下	0.3 以下	3回/年	定期測定																																																																																																																																																																																																																																																																		
		1.0 以下	1.0 以下	2回/年	定期測定																																																																																																																																																																																																																																																																		
		1.5 以下	1.5 以下	3回/年	定期測定																																																																																																																																																																																																																																																																		
		0.003 以下	0.003 以下	2回/年	定期測定																																																																																																																																																																																																																																																																		
		0.3 以下	0.3 以下	2回/年	定期測定																																																																																																																																																																																																																																																																		
		0.1 以下	0.1 以下	2回/年	定期測定																																																																																																																																																																																																																																																																		
		0.2 以下	0.2 以下	2回/年	定期測定																																																																																																																																																																																																																																																																		
		0.04 以下	0.04 以下	2回/年	定期測定																																																																																																																																																																																																																																																																		
		0.2 以下	0.2 以下	2回/年	定期測定																																																																																																																																																																																																																																																																		
		0.4 以下	0.4 以下	2回/年	定期測定																																																																																																																																																																																																																																																																		
		3.0 以下	3.0 以下	2回/年	定期測定																																																																																																																																																																																																																																																																		
		0.06 以下	0.06 以下	2回/年	定期測定																																																																																																																																																																																																																																																																		
		0.03 以下	0.03 以下	2回/年	定期測定																																																																																																																																																																																																																																																																		
		0.2 以下	0.2 以下	2回/年	定期測定																																																																																																																																																																																																																																																																		
		0.1 以下	0.1 以下	2回/年	定期測定																																																																																																																																																																																																																																																																		
0.3 以下	0.3 以下	3回/年	定期測定																																																																																																																																																																																																																																																																				
0.5 以下	0.5 以下	2回/年	定期測定																																																																																																																																																																																																																																																																				
30 以下	30 以下	2回/年	定期測定																																																																																																																																																																																																																																																																				
24 以下	24 以下	2回/年	定期測定																																																																																																																																																																																																																																																																				

上越市廃棄物処理施設整備及び運営事業 第1回入札説明書等に関する質問回答 修正箇所一覧

NO	資料名	頁	項目	タイトル	修正前	修正後	内容												
1	様式5-3			提案設計資料	(2)設計基本数値計算書 (設計基本数値は低質ごみ、基準ごみ、高質ごみに対し、それぞれ明らかにすること。) 物質収支線図(燃焼系統、蒸気復水系統)(1炉及び2炉運転時・夏・冬季別) 熱収支(1炉及び2炉運転時・夏・冬季別) 用役収支(電力、水、燃料、薬品(排ガス処理、ボイラ水処理、排水処理等)) 処理能力曲線及び算出根拠 クレーンデューティサイクル計算書 焼却設備設計計算書 ボイラ関係計算書(通過ガス温度等) 発電設備設計計算書 排ガス処理設備設計計算書 各貯留設備設計計算書 その他主要機器設計計算書(容量計算書を含む) 負荷設備一覧表	(2)設計基本数値計算書 (設計基本数値は低質ごみ、基準ごみ、高質ごみに対し、それぞれ明らかにすること。) 物質収支線図(燃焼系統、蒸気復水系統)(1炉及び2炉運転時・夏・冬季別) 熱収支(1炉及び2炉運転時・夏・冬季別) 用役収支(電力、水、燃料、薬品(排ガス処理、ボイラ水処理、排水処理等)) 処理能力曲線及び算出根拠 クレーンデューティサイクル計算書 焼却設備設計計算書 ボイラ関係計算書(通過ガス温度等) 発電設備設計計算書 排ガス処理設備設計計算書 各貯留設備設計計算書 負荷設備一覧表	削除												
2	様式5-3			提案設計資料	3)図面(工場棟、管理棟、計量棟含む) (1)全体配置図及び動線計画図 (2)施設立面図(東西南北) (3)各階機器配置図 (4)施設断面図 (5)施設全体鳥瞰図 (6)電気設備主要回路単線系統図 (7)建築仕上表 (8)各種フローシート ごみ・空気・排ガス・灰・集じん灰(計装フロア兼用のこと) ボイラ給水、蒸気、復水 有害ガス除去 給水(上水・井水) 排水処理(ごみビット排水・プラント系排水・生活系排水) 補助燃料 圧縮空気 その他 (9)その他必要な図面	3)図面(工場棟、管理棟、計量棟含む) (1)全体配置図及び動線計画図 (2)施設立面図(東西南北) (3)各階機器配置図 (4)施設断面図 (5)施設全体鳥瞰図 (6)電気設備主要回路単線系統図 (7)建築仕上表 (8)各種フローシート ごみ・空気・排ガス・灰・集じん灰(計装フロア兼用のこと) ボイラ給水、蒸気、復水 有害ガス除去 給水(上水・井水) 排水処理(ごみビット排水・プラント系排水・生活系排水) 補助燃料 圧縮空気 (9)配置・動線計画(工事中の配置・動線計画を含む)	削除・訂正												
3	様式7-1			事業費費目	施設整備費 施設整備費 施設整備費(消費税込み) 運営業務委託費 運営固定費 運営変動費 運営業務委託費(+) 運営業務委託費(消費税込み)	施設整備費 施設整備費 運営業務委託費 運営固定費 運営変動費 運営業務委託費(+)	削除												
4	様式7-1			事業費	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>事業費 (①+②)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事業費 (②+③) (消費税込み)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>変動費単価 (円/ト)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>変動費単価 (円/ト) (消費税込み)</td> <td></td> </tr> </table>	事業費 (①+②)		事業費 (②+③) (消費税込み)		変動費単価 (円/ト)		変動費単価 (円/ト) (消費税込み)		<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>事業費 (①+③)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>変動費単価 (円/ト)</td> <td></td> </tr> </table>	事業費 (①+③)		変動費単価 (円/ト)		削除
事業費 (①+②)																			
事業費 (②+③) (消費税込み)																			
変動費単価 (円/ト)																			
変動費単価 (円/ト) (消費税込み)																			
事業費 (①+③)																			
変動費単価 (円/ト)																			

上越市廃棄物処理施設整備及び運営事業 第1回入札説明書等に関する質問回答 修正箇所一覧

NO	資料名	頁	項目	タイトル	修正前	修正後	内容																																																												
5	様式7-1			事業費	2 物価変動を除いた金額を記入すること。また、指定箇所以外は消費税を除いた金額を記入すること。	2 物価変動を除いた金額を記入すること。	削除																																																												
6	様式7-2			施設整備費	<table border="1"> <tr><td>6. 解体工事費</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>7. 共通仮設費</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>8. 現場管理費</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>9. 一般管理費</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>10. 工事価格 (1.+2.+3.+4.+5.+6.+7.+8.+9.)</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>11. 消費税相当額</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>12. 工事費</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> <p>※1 建設費の費目の内容及び算定方法については、循環型社会形成推進交付金交付要綱・交付取扱要綱に ※2 一円未満は切り捨てること。ただし、表示は千円単位とする。（したがって、小数点第三位まで入力 ※3 物価変動を除いた金額を記入すること。また、指定箇所以外は消費税を除いた金額を記入すること。</p>	6. 解体工事費					7. 共通仮設費					8. 現場管理費					9. 一般管理費					10. 工事価格 (1.+2.+3.+4.+5.+6.+7.+8.+9.)					11. 消費税相当額					12. 工事費					<table border="1"> <tr><td>6. 解体工事費</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>7. 共通仮設費</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>8. 現場管理費</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>9. 一般管理費</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>10. 工事価格 (1.+2.+3.+4.+5.+6.+7.+8.+9.)</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> <p>※1 建設費の費目の内容及び算定方法については、循環型社会形成推進交付金交付要綱・交付取扱要綱に ※2 一円未満は切り捨てること。ただし、表示は千円単位とする。（したがって、小数点第三位まで入力 ※3 物価変動を除いた金額を記入すること。</p>	6. 解体工事費					7. 共通仮設費					8. 現場管理費					9. 一般管理費					10. 工事価格 (1.+2.+3.+4.+5.+6.+7.+8.+9.)					削除
6. 解体工事費																																																																			
7. 共通仮設費																																																																			
8. 現場管理費																																																																			
9. 一般管理費																																																																			
10. 工事価格 (1.+2.+3.+4.+5.+6.+7.+8.+9.)																																																																			
11. 消費税相当額																																																																			
12. 工事費																																																																			
6. 解体工事費																																																																			
7. 共通仮設費																																																																			
8. 現場管理費																																																																			
9. 一般管理費																																																																			
10. 工事価格 (1.+2.+3.+4.+5.+6.+7.+8.+9.)																																																																			

上越市廃棄物処理施設整備及び運営事業 第1回入札説明書等に関する質問回答 修正箇所一覧

NO	資料名	頁	項目							タイトル	修正前	修正後	内容
1	落札者決定基準	5	3.	(3)					価格審査	定量制限価格：予定価格の80%	定量制限価格：入札書比較価格の80%	訂正	